

## 2 生命保険を活用した納税資金の準備

相続税の納税方法には物納という制度もありますが、基本は現金納付です。ところが、相続財産の構成が自宅などの不動産などの場合には資金化が困難になり、相続税の納税資金が不足してしまいます。そこで、納税資金の準備として考えられるのが生命保険金の活用です。

被相続人を被保険者及び保険料負担者、相続人を受取人とした保険契約を締結することで、相続人に生命保険金という金銭が振り込まれます。この生命保険金は相続税の課税財産となりますが、一定の金額については非課税とされています。財産課税である相続税の納税対策としては最もオーソドックスな手法といえるでしょう。

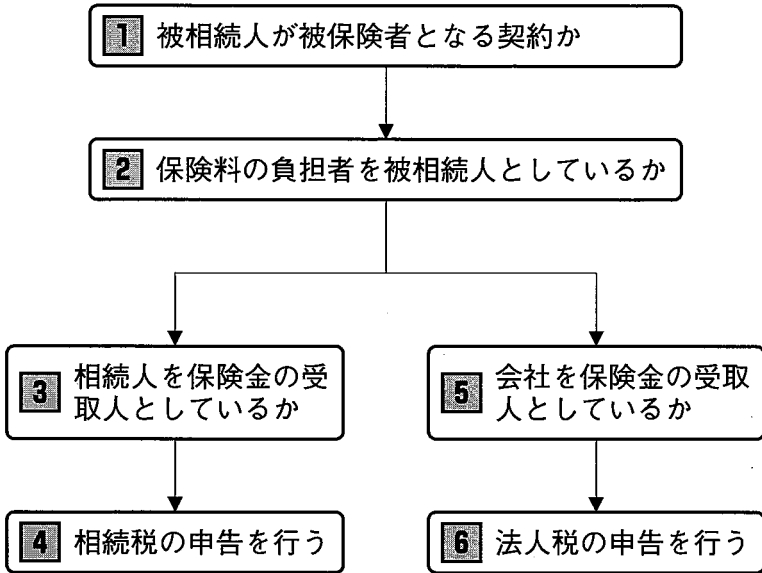
ところで、生命保険金が相続人に支払われた場合には、誰が受取人になるかにより税法上の取扱いが異なります。

生命保険金は受取人を指定しますので、被相続人の意思にあった財産の残し方をすることができます。また遺言によって生命保険金の受取人の変更も可能となっています（保険法44）。

ただし、生命保険金は、相続税法上はみなし相続財産として課税対象財産になりますが（相法3①一）、民法上は相続財産ではありません。遺産分割においても活用しやすいのはこうした事情があるからです。

生命保険金の受取人を会社とするケースもあります。この場合、そのまま相続税の納税資金としては活用できませんが、会社の債務を返済してしまうことで事業経営の継続に役立てることは可能です。さらに、死亡退職金として支給することで、相続税の納税資金としても利用することができます。

<生命保険を活用した納税資金の準備のフローチャート>



## 1 被相続人が被保険者となる契約か

生命保険の契約は、被相続人を保険契約者及び被保険者とする  
ことで、相続発生時に保険金受取人が保険金を受け取ることができます。

保険契約者が被保険者以外の者であっても、相続発生時に保険金を受け取れますが、契約内容によっては課税関係が次のように異なってきます。

### 【死亡保険金の課税関係（甲が被相続人）】

被保険者	保険料の負担者	保険金受取人	税金の種類		
甲	甲	乙	相続税		
甲	乙	丙	贈与税		
甲	乙	乙	所得税	一時払	一時所得
				年金払	雑所得

(注) 乙が会社の場合は、法人税の対象となります。

### ポイント

- ① 被相続人を被保険者とする
- ② 保険料負担者（保険契約者）により課税関係が異なる

## 2 保険料の負担者を被相続人としているか

被保険者及び保険料の負担者を被相続人とする  
ことで、保険金の受取人は相続税の納税資金を生み出すことができます。この場合は、単

に納税資金を生み出すだけでなく、被相続人の財産の減少（保険料の支払い）につながっていきます。

したがって、納税資金を生むためには被保険者及び保険料負担者が被相続人でなくてはなりません。

### ポイント

- ① 保険料負担者を被相続人とすることは二重のメリットが生じる
- ② 生命保険料控除は被相続人で行う（相法5①、所法76）

## 3 相続人を保険金の受取人としているか

生命保険金は、民法上は相続財産に含まれません（ただし、相続財産の大半が生命保険金の場合には取扱いが異なる場合がありますので、注意が必要です）。

一方、相続税法では、生命保険金はみなし相続財産として相続財産に含まれます（相法3①ー）。ただし、相続税の計算上、相続税の非課税枠（法定相続人の数×500万円）が設けられています（相法3・12、相基通12-9）。

### ポイント

- ① 生命保険金は民法上の相続財産ではない
- ② 相続税法上は相続財産だが、非課税枠がある

## 4 相続税の申告を行う

生命保険金は相続発生とともに支払われるため、みなし相続財産として相続税の課税財産に含めて申告を行わなければなりません。ただ

し、非課税枠がありますので法定相続人の数が重要になります。

### ポイント

- ① 保険金支払通知等で金額を確認する
- ② 保険金とともに受け取った、剰余金、割戻金及び前納保険金の額も生命保険金に含める（相基通3-8）

## 5 会社を保険金の受取人としているか

生命保険金の受取りが会社の場合には、その保険金は相続税の相続財産にはなりません。相続税や贈与税の対象になるのは個人だけだからです。したがって、受け取った会社が受贈益を計上することで法人税の対象となります。

### ポイント

- ① 相続税法の対象は個人だけである
- ② 会社側は受取保険金として益金となる

## 6 法人税の申告を行う

相続発生により会社に支払われる保険金は、益金として法人税の課税対象となります。

したがって、法人税法上控除できる欠損金があれば保険金による益金と相殺することができます。

また、生命保険金は役員死亡退職金としての準備財源としているケースもよくあります。役員退職金として同額以上を支払うことで損金を通算できることとなります。役員退職金として支給することで、受け取った相続人は相続税の納税資金として活用できます。また、死亡

退職金にも非課税枠があります（相法12①六）。

### ポイント

- ① 会社が受け取る生命保険金は会社の収益となる
- ② 会社は死亡退職金として支給するケースも多い

### ワンポイントアドバイス

生命保険を活用した相続対策には、次のような3つのメリットがあります。生命保険の契約方法によっては取扱いが異なりますので、注意が必要です。

#### ① 遺産分割対策

保険金の受取人を指定できるので、代償分割等による分割協議に有効です。

#### ② 相続税の納税資金準備

被相続人を被保険者とする契約をすることで、相続発生時に現金を受け取ることができます。

#### ③ 相続税の対策

保険料を被相続人が負担し続けているため、長期に渡って相続財産が減少しています。そのうえ、生命保険金には一定の非課税枠があるため、相続財産からカットされるメリットもあります。

### ◆コラム⑧◆

#### ○民法と税法を意識した生命保険契約

相続発生後の相続人の間のトラブルを回避するために、次のように生命保険契約には注意してください。

被相続人：甲・相続人：乙及び丙

相続財産：預金1,000万円・土地3億円・建物5,000万円

保険契約の内容：死亡保険金1億円

保険契約者：甲、保険金受取人：乙

遺言書の内容：すべての財産を乙に相続させる。

甲に相続が発生した場合、相続税の計算では預金、土地、建物及び死亡保険金が相続財産となります。したがって、遺言書どおりであれば乙は預金、土地及び建物を取得し、丙は死亡保険金を取得することとなります。

ここで、注意しなければならないことは、死亡保険金は民法上の相続財産ではないということです。つまり、民法上、丙は相続財産を一切取得していないこととなりますので、遺留分の減殺請求を行うことができます。

したがって、甲が遺産分割でもめないような対策を考える場合は、①死亡保険金の受取人を乙とする、②遺言書の中で丙に代償分割として1億円を支払うということを定めておきます。これにより丙は遺留分以上の相続財産を取得しますので、遺産分割におけるトラブルを避けることができます。

## ケース 3 信託活用

## 相続人に障がい者のいる不動産オーナーのケース

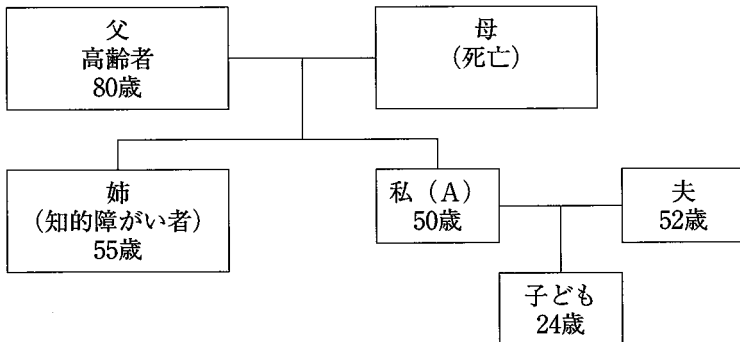
## 1 Aの家族構成

私(A)には夫と成人している子どもが1人います。また、高齢の父と知的障がいのある姉も二世帯住宅で同居しています。父は所有していた土地に賃貸アパートを建てて管理してきました。この理由は姉の将来の生活を案じてのことです。そのため、将来アパートは姉に相続させたい意向です。これに対して私は全く異存はありません。

母は既に亡くなっており、父は高齢ですので、私が姉の日常生活全般を看ています。主人や子供は協力的なのでとても助かっています。

将来、相続が発生する前に何かきちんとしておくことはないかということで、友人から紹介された甲税理士に相談してみました。高齢者や障がい者向けに福祉型の信託という制度があることを人づてに聞いたからです。信託が少しでも父の安心や姉の生活安定につながる制度であれば、是非検討してみたいと思ったのです。

図表1 家族構成 (Aファミリーの二世帯住宅同居人)





## 2 信託の活用案

信託に詳しい甲税理士は信託の活用法についてわかりやすく説明してくれました。まず重要なことは、賃貸アパートの経営には家賃の徴収、入居者募集・案内、建物賃貸借契約の締結・更新、入居者の入れ替わりに伴う原状回復の立会い、敷金の返還等の事務、建物の維持管理、リニューアル、建物関連コストの支払い、建替えなど様々な業務が発生しているということです。知的障がいのある姉が相続してもこうした業務を行うことができません。

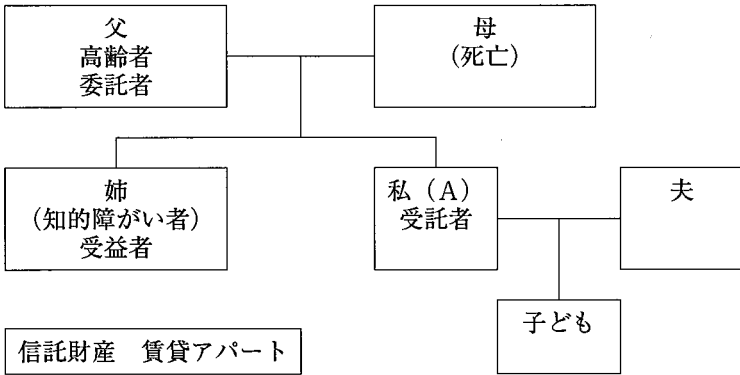
このケースなら、信託を活用する方法に、①遺言信託、②信託契約の2つがあることを教えてくれました。信託では必ず委託者、受託者、受益者の三者が登場します。今回のケースに当てはめると、委託者は父親、受託者はA、受益者は姉となります。そこで2つの方法についてより詳しく説明を受けることとなりました。

### (1) 遺言信託による場合（図表2を参照）

父親は賃貸アパートを信託財産とし、姉を受益者、Aを受託者とした遺言を作成します。こうすることで、姉は信託財産から賃料収入を源泉とした利益を収益受益権として得ることができるのです。姉が亡くなったときは、信託財産をAに引き継がせて、信託を終了させることとなります。この内容を父親が遺言で定めておくのが遺言信託(注1)です。なお、信託の効力が発生するのは父親が亡くなって、遺言の効力が発生したときからになります(信託法4②)。

(注1) 信託銀行等でPRしてきた「遺言信託」は、遺言書作成、遺言書保管、遺言執行等の業務を総称したもので、信託法上の遺言信託とは異なるものです。

図表2 遺言信託による場合



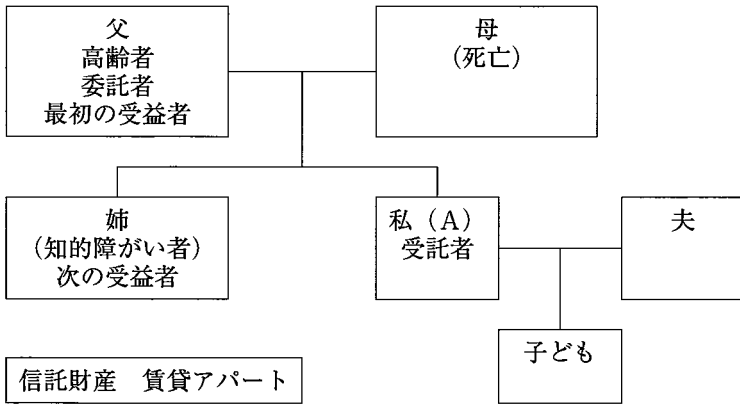
## (2) 信託契約による場合（図表3を参照）

これは委託者と受託者の間で締結される信託契約で信託を行う方法です。信託契約を締結する場合に父親は委託者で、かつ、受益者（これを自益信託といいます。）となり、Aが受託者（A以外の信頼できる個人や会社でも構いません。）となります。父親が亡くなったときのために次の受益者を姉に指定しておきます。姉が亡くなったときは、信託契約を終了させることにします(注2)。

この信託は、平成18年12月15日に公布され、平成19年9月30日に発効した信託法（以下、改正信託法）91条に新設された制度です。改正信託法では「受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めがある信託の特例」（信託法91）、相続税法では「受益者連続型信託」（相法9の3）といわれており、「後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託」といわれることもあります。

(注2) 信託が設定されても、遺留分減殺請求権は認められます。例えば、信託契約による場合（図表3）において、父に相続が発生した場合、姉は収益受益権を取得したのに対し、Aは何も相続しなかったときに、Aには遺留分減殺請求権が認められます。

図表3 信託契約による場合



### (3) (1)と(2)の相違点

(1)と(2)の大きな違いは信託の効力発生時期にあります。(1)は相続発生時、(2)は信託契約締結時となります。この違いの主な問題は、父親の判断能力が認知症などにより低下した時に生じます。

(1)のケースは相続発生までの対応法が整備されていません。ところが、(2)の場合なら父親の判断能力が低下しても信頼できる受託者であるAがアパート経営を行ってくれますので、父親にとっては安心できる信託方法といえるのです。

## 3 信託契約書の作成

甲税理士は委託者(父)と受託者(A)との間で信託契約を締結するための信託契約書の作成項目についても教えてくれました。具体的には次のような13項目(例示)をまとめておかななくてはなりません。

- ① 委託者、受託者、受益者の氏名(名称)・住所
- ② 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定め
- ③ 信託財産

- ④ 信託の目的
- ⑤ 信託期間
- ⑥ 受益者への給付
- ⑦ 信託財産の管理（又は処分）方法
- ⑧ 意思能力喪失の判定
- ⑨ 信託財産の最終帰属
- ⑩ 信託報酬
- ⑪ 受益権譲渡等の禁止
- ⑫ 信託の終了の事由
- ⑬ その他の信託の条項 など

この点、不動産の信託では所定の内容が登記され、信託目録に記載されます（不登法97①、不登規176①）。

信託法はその条文の多くで信託行為（本ケースでは遺言信託、信託契約。以下同じ）に定めがない場合の取扱いが定められています。つまり、信託行為は様々な事柄を自由に決められるということです。当事者の事情に合わせた設計ができるよう一定の配慮がされています。

なお、上記①～⑬の例示項目については、遺言信託においても同じ内容のものが記載され、相続が発生すると、不動産の信託登記が実行されることになります。

#### 4 信託に関する税務上の取扱い

信託のケースでは税務の視点からも理解しておく必要があります。甲税理士は、相続税、所得税、消費税などに分けて信託に関する税務課題を提示してくれました。いずれの税法も原則として受益者が課税対象になるということです。

##### (1) 相続税法（相続税と贈与税）

相続税法では、特別の信託(注3)を除き、原則的として受益者が信

託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなされます（同法41条2項「物納財産」の規定を除きます。）（相法9の2⑥）。

このケースでは、姉は受益権のうち、収益受益権を受領するだけです。不動産の現物や不動産を処分して金銭を得る権利（以下、元本受益権）を取得するわけではありません。経済的な価値に制約を受けた受益権を取得することになるのです。

しかし、相続税法上の受益権の評価は受益者連続型信託の規定（相令1の8①）の適用を受けるため、このような制約がなかったものとして評価されることとなります（相法9の3①）。つまり、父親に相続が発生した場合、賃貸アパートは通常評価される相続税評価額で姉が遺贈を受けたことになるわけです（相基通9の3-1(2)）。

最終的にAが姉の死亡を基因として信託の残余財産（賃貸アパート）を受け取ったときも、遺贈により取得したものとみなされます（相法9の2④）。

（注3） 法人税法（昭和40年法律34号）2条29号（定義）に規定する集団投資信託、同条29号の2に規定する法人課税信託又は同法12条4項1号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等信託の信託財産に属する資産及び負債については除かれます。

## （2）所得税法

所得税法では、特定の信託（注3）を除き、原則として信託の受益者（注4）は信託財産に属する資産と負債を所有するものとみなされます。したがって、その信託財産に帰せられる収益及び費用は受益者の収益及び費用とみなされて、所得税法の規定が適用されます（所法13）。

父親はアパートを賃貸する不動産賃貸事業者ですが、信託契約後は受益者（注4）となり、信託財産は受託者のAに帰属します。

しかし、この場合、実体は何も変わりませんので、引き続き父親が

賃貸アパートの不動産所得者となり、確定申告を行うこととなります。父親の死亡を基因とし、受益者が姉に引き継がれたときは、姉が不動産所得者となります。

(注4) 所得税法における受益者とは「受益者としての権利を現に有するものに限る」とされています(所法13①)。相続税法と同じ考え方に立つものといえます。

### (3) 消費税法

このケースでは信託財産が賃貸アパートであり、住居に該当しますので、賃貸収入について消費税は非課税となります。

ただし、消費税法は所得税法と同じく、受益者課税を原則とした立場をとっています。つまり、特別の信託を除き、原則として信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限ります。)は信託財産に属する資産を有するものとみなされるのです。また、信託財産に係る資産等取引(資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りをいいます。以下同じ。)はその受益者の資産等取引とみなして、消費税法の規定が適用されます。

### (4) 登録免許税・不動産取得税

不動産の信託については、登録免許税と不動産取得税では次のように取り扱われているようです。

不動産が信託財産となる場合、委託者から受託者へ所有権が移ります。したがって、所有権移転登記と信託登記を同時に申請する必要があります。

通常、不動産の所有権移転登記を行うときは登録免許税と不動産取得税が課税されますが、信託による所有権移転登記のときはいずれも課税されません(登免法7①、地法73の7三)。

ただし、信託登記(所有権の信託登記)の場合は登録免許税が不動産の価額(固定資産税評価額)の1,000分の4(平成24年4月1日から

平成25年3月31日までの間においては租税特別措置法72条1項で1,000分の3)が課税されることとなります(登免法別表1-(H)イ)。

## 5 今後の課題

甲税理士は、Aのような信託の受託者にふさわしい人がいることで信託契約を締結することが可能であることを強調しました。信託契約で最大の問題は、誰に受託者となってもらおうかということです。

信託法がどれだけ受託者の存在の重要性に配慮しても、

- ① 周囲に信頼できる親戚、友人、知人がいない場合
- ② たとえ信頼できる人がいても受託者となってくれない場合
- ③ 信託銀行、信託会社などが顧客の規模が小さくて対応してもらえないような場合

には現行の信託制度がどの程度活用できるのかといった課題が残されています。

最近の動向として個人所有の不動産を信託できる信託会社が設立され、業務を行っています。しかし、現状では信託制度について、一般の理解や普及が進んでいないせいもあってか、受託件数は限られているようです。今後は信託制度に対する社会全体のより一層の理解が、その普及に欠かすことができないことは言うまでもないでしょう。